

第20回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和5年1月24日 火曜日 午後1時30分

県庁11F 1109会議室、Zoomによるオンライン会議（併用形式）

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 漁業の許可の更新等について（県外船の小型いか釣り漁業（するめいか、あかいか）、かご漁業（こういか、あずきがい）、こぎ刺し網漁業（あまだい）、小型定置網漁業）
- ② 竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限に係る委員会指示について
- ③ ずわいがにに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
- ④ 12月の許認可実績について
- ⑤ その他

(3) 通知を發した年月日 令和5年1月12日

3. 出席者

出席委員（13名）

現地参加（7名）

会長 稲村 幸雄

委員 勝木 省司

〃 五十嵐誠一

〃 笹波 守勝

委員 中村 浩二

〃 川島 和彦

〃 中 浩二

オンラインでの参加（6名）

会長代理 新谷 栄作

委員 杉野 哲也

〃 太田 均

委員 坂下 優

〃 中村 明子

〃 橋本 勝寿

欠席委員（1名） 小川 英樹

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課参事、坂本主任技師、川田技師、坂井技師

事務局 辻局長、小柳主幹

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 漁業許可の更新等について

(資料1参照)

① 制限措置・許可等を申請すべき期間について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

② 許可等の取扱方針の策定及び一部改正について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定及び一部改正を承認した。

- (2) 竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限に係る委員会指示について
(資料2参照)

事務局からの説明を受け、事務局案のとおり委員会指示の延長を承認した。

- (3) ずわいがにに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(報告)
(資料3参照)
水産課から報告を受けた。

- (4) 12月の許認可実績について
(資料4参照)
水産課より報告を受けた。

- (5) その他
(別紙参照)
水産課より公益財団法人日本釣振興会及びNPO法人日本釣振興会から送付された「遊漁者の行うトローリング釣法に関する規制の見直しのお願ひ」に係る要望書について説明があった。

6. 委員会終了時間 午後14時15分

第20回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 辻 局 長 | 定刻となりましたので、第20回石川海区漁業調整委員会を開催します。
- 本日は悪天候のため、オンラインでの参加を併用した会議といたしました。オンラインでの参加は坂下委員、新谷委員、杉野委員、中村明子委員、太田委員、橋本委員です。各委員、聞こえていますでしょうか。
- [各委員、聞こえていることを確認]
- なお、小川委員から欠席の連絡を受けております。
それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 皆様大変ご苦勞様でございます。強い寒波が予想され、そしてまた悪天候の中、ご出席いただいたわけでございますが、帰りの時間帯がどんどん悪くなる時間帯にあたるのではないかと思います。スムーズな議事の進行に努めたいと思います。どうかよろしく願いいたします。
- 辻 局 長 | ありがとうございます。
議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。
最初に次第、資料-1「漁業の許可の更新等について」諮問文が先頭にあるもの、資料-2「竿釣り及び手釣りによる水産動物の採捕制限に係る委員会指示について」、資料-3「ずわいがにに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（報告）」、資料-4「12月の許認可実績について」、12月分の漁海況情報、その他の議題として「要望書」と書かれたものをおつけしています。以上ですが、お手元にお揃いでしょうか。
- [全員、資料がそろっていることを確認後]
- それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 本日の議事録署名人を勝木委員と五十嵐委員にお願いします。
- [両委員 了承]
- では、議題1の「漁業の許可の更新等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の制定及び一部改正についても説明をお願いします。
- 辻 局 長 | 資料-1をご覧ください。最初のページのとおり知事より諮問

文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師

水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いたします。資料は2ページから16ページになります。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、3ページから6ページにありますように小型いか釣り漁業（するめいか、あかいか）、かご漁業（こういか、ばい（地方名称：あずきがい））、こぎ刺し網漁業（あまだい）、小型定置網漁業です。これについて順にご説明いたしますので、まずは3ページと7ページを併せてご覧ください。

まず（1）小型いか釣り漁業（するめいか、あかいか）について、3ページでお示ししております制限措置のうち、薄いグレーに塗ってある太枠の部分が今回ご審議いただく内容である許可又は起業の認可をすべき船舶等の数です。これについて資料7ページの（1）でご説明いたします。こちらは、他道県に住所を有する者の本県沖合への入漁を許可するもので、各道県別の割当隻数については、漁期前にあらかじめ各道県に対して今年の入漁希望数を照会し、その結果を受けて数を決定しております。

まず、小型いか釣り漁業（するめいか）の許可について、毎年、北は北海道から南は長崎県までの各道県に許可しており、令和5年の入漁希望数については、北海道、青森、岩手、長崎で昨年より減り、それ以外の県については昨年と同件数で、全体としては、昨年に比べ28件減って合計237件となっております。

次に、小型いか釣り漁業（あかいか）の許可について、毎年、福井県に許可しており、令和5年の入漁希望数については、昨年と同件数の5件となっております。

以上を踏まえ、3ページに記載の（1）小型いか釣り漁業（するめいか、あかいか）の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を、上から順に、するめいかは北海道82、青森県76、岩手県5、宮城県1、山形県4、新潟県2、富山県1、福井県22、兵庫県3、鳥取県11、島根県2、佐賀県3、長崎県25、あかいかは福井県5とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間を令和5年1月24日から令和5年3月23日までとします。なお、許可の取扱方針については、今回資料として添付していませんが、取扱方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

次に4ページから6ページに記載の（2）かご漁業（こういか、ばい（地方名称：あずきがい））、こぎ刺し網漁業（あまだい）、小型定置網漁業についてです。お示ししております制限措置のうち、薄いグレーに塗ってある太枠の部分の、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、漁業を営む者の資格、遊休許可の枠数管理の数がご審議いただく内容となっております。

これについて、7ページの（2）でご説明いたします。こちらは許可の有効期間が終了となり、更新時期を迎え、引き続き許可する

ものです。

まず、かご漁業（こういか）について、対象の支所及び出張所は小松から北にのぼって志賀まで、許可件数は71件、うち、遊休許可の名簿管理の数6件となっております。

次に、かご漁業（ばい（地方名称：あずきがい））について、対象の支所及び出張所は小松から北にのぼって志賀まで、許可件数は49件うち遊休許可の名簿管理の数3件となっております。

次に、こぎ刺し網漁業（あまだい）について、対象の支所及び出張所は加賀から北にのぼって内浦まで、許可件数は147件、うち遊休許可の名簿管理の数56件となっております。

最後に、小型定置網漁業について、対象の支所は七尾で、許可件数は1件となっております。なお、こちらの許可は、港内区域における航行安全確保の観点から、毎年、関係機関との協議を行い、1年ごとに許可しておりますが、すでに各所から更新に異議のない旨、回答を得ております。なお、8ページ以降に添付しております取扱方針については、漁業法の改正に合わせて書きぶりを変えていますが、内容には変更ありません。

以上を踏まえ、4ページから6ページに記載の（2）かご漁業（こういか、ばい（地方名称：あずきがい））ほかの制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数、うち遊休許可の名簿管理の数、遊休許可の枠数管理の数をそれぞれ上から順に関係支所ごとに読み上げます。かご漁業（こういか）は、小松支所ほか許可または起業の認可をすべき船舶等の数22、うち、遊休許可の名簿管理の数4、遊休許可の枠数管理の数12、押水支所ほか許可または起業の認可をすべき船舶等の数49、うち遊休許可の名簿管理の数2、遊休許可の枠数管理の数8、次のページに行きまして、かご漁業（ばい（地方名称：あずきがい））は小松支所ほか許可または起業の認可をすべき船舶等の数4、うち遊休許可の名簿管理の数0、遊休許可の枠数管理の数4、押水支所ほか許可または起業の認可をすべき船舶等の数45、うち遊休許可の名簿管理の数3、遊休許可の枠数管理の数12、次のページに行きまして、こぎ刺し網漁業（あまだい）は加賀支所ほか許可または起業の認可をすべき船舶等の数67、うち遊休許可の名簿管理の数33、遊休許可の枠数管理の数55、輪島支所許可または起業の認可をすべき船舶等の数73、うち遊休許可の名簿管理の数20、遊休許可の枠数管理の数30、すず支所ほか許可または起業の認可をすべき船舶等の数7、うち遊休許可の名簿管理の数3、遊休許可の枠数管理の数17、小型定置網漁業は七尾支所、許可または起業の認可をすべき船舶等の数1とします。

なお、いずれも、漁業を営む者の資格については記載のとおりで、申請すべき期間については、令和5年1月24日から令和5年2月22日までとします。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質疑応答なし]

なければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて②の許可等の取扱方針の制定及び一部改正について、案のとおり了承したいと思います。よろしいでしょうか。

[一同異議なし]

では、議題2の「竿釣及び手釣による水産動植物の採捕制限に係る委員会指示について」事務局より説明をお願いします。

小 柳 主 幹

事務局の小柳です。

「竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限に係る委員会指示について」説明いたします。資料は資料2をご覧ください。

内容は、二重線の四角の中に記載のとおり「令和3年度から発動している委員会指示を2年間延長して令和7年3月31日までとする」ものです。委員会指示の経緯は、平成17年8月23日に石川県漁業調整規則を改正し、遊漁者によるまき餌釣りを解禁しました。それと同時に漁業上、引き続き制限が必要な箇所について、委員会指示による制限を発動して、現在に至っているものです。現在の委員会指示の内容を読み上げます。

石川海区漁業調整委員会指示第3号

石川県海面において、竿釣及び手釣により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和3年2月2日 石川海区漁業調整委員会 会長 伊藤松雄

1 次の（1）から（3）の区域内において、まき餌（こませ籠及びだんご釣りを含む。）の使用を禁止する。

（1）かき養殖施設の各部から周囲50メートル以内の区域

（2）コンクリート面造成したいわのり漁場

（3）舳倉島燈台、七ツ島の大島燈台及び嫁礁燈台の各中心点から半径5海里以内の区域

2 次の区域内において、船釣りを禁止する。

定置網漁業の漁具の各部から周囲200メートル以内の区域

3 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

この3中の「令和5年3月31日」を2年間延長したいというものです。

なお、延長するにあたりまして、県漁協の関係18支所に延長の意向と指導およびトラブルに関するアンケート調査を、また、県漁業取締船に令和3年度及び4年度の指導内容の確認をしております。資料の19ページをご覧ください。まず、県漁協関係18支所へのアンケートの結果です。延長に係る意向調査の結果、延長につきましては、全ての支所が延長を希望しております。また、指導及びトラブルについては、美川、すず、穴水支所から定置網の周囲200m以内の区域での船釣り禁止に関する指導及びトラブルの報告がありました。

このようなトラブルについては、県の取締船「てどり」および「ほうだつ」が巡視の際に随時指導をしておりますが、下の表には県の漁業取締船「てどり」および「ほうだつ」の令和3年度および4年度に実施いたしました指導内容をお示ししております。まず、「てどり」については、令和3年度、令和4年度とも該当なし、また、「ほうだつ」は、内浦海域において令和4年度の5～12月に定置網付近のレジャー船2隻と漁船2隻の計4隻に指導しております。以上が調査結果の概要です。

これを受けて、18ページに委員会指示の(案)を示しております。指示につきましては、稲村会長名で、期間を令和7年3月31日までとします。全文を読み上げます。

石川海区漁業調整委員会指示第1号

竿釣り及び手釣りによる水産動植物の採捕制限(令和3年2月2日石川海区漁業調整委員会指示第3号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和5年〇月〇日 石川海区漁業調整委員会 会長 稲村幸雄
3中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

委員会指示の延長がなされれば、これまでと同様に、指導については、金沢及び七尾海上保安部、県漁業取締船てどり・ほうだつ、また、関係団体である石川県漁協、石川県小型船安全協会、石川県釣り団体協議会を通じて周知してまいりたいと思います。以上です。ご審議の程、お願いします。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等なし]

なければ、委員会指示を発動することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[一同異議なし]

では、次に議題3の「ずわいがにに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(報告)」水産課より説明をおねがいします。

坂 本 主 任 技 師

水産課の坂本です。よろしくお願いたします。私の方からは、ずわいがにに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量、いわゆるTAC数量の変更についてということでご報告をさせていただきます。資料は右上に資料3と書かれているものをご覧になりながら、ご説明をお聞きください。

説明の前に、石川県のずわいがに漁業の実態として、石川県では小型機船底びき網漁業という漁業で知事管理漁獲可能量というものが割り当てられております他、大臣管理漁業の沖合底びき網漁業という漁業に大臣管理区分としてそれぞれずわいがにのTAC数量が割り当てられております。

今回は石川県の海区漁業調整委員会ということで知事管理分のところをご報告する内容になるのですが、石川県の操業実態として、先ほど申し上げました大臣管理の沖合底びき網漁業と小型機船底びき網漁業は同じような形態で操業しているという実態を踏まえまして、大臣許可分の漁獲可能量についても補足的に説明を加えさせていただきます。

ではご報告に移ります。石川県のずわいがに漁業ですが、漁期は11月6日から次年の3月20日ということで漁期が設定されておりまして、その中でずわいがにの漁獲可能量というものが知事許可分で今年度は262トン、大臣許可分・沖合底びき網漁業分が77トンで設定されております。

例年1月ごろに、漁獲量の状況を鑑みながら、国が持っている留保枠を再配分する量を検討するというところで、日本海A海域のずわいがにTACに係る協議会というものが開催されまして、その中で再配分について協議するものとなっております。

この度、令和5年1月12（木）に開催されました、2022年度のずわいがにTACに係る協議会及びずわいがにTAC協定委員会において、今年度の留保枠からの再配分について話が行われたところであります。当県からは私と石川県底曳網漁業組合の組合長として、本会にも委員として参加されております橋本委員が参加しまして、この協定について協議を行ってきました。石川県からは知事許可漁業分として再配分の数量を10トンを要望しておりまして、その協議の結果、石川県の知事許可漁業分のずわいがに漁獲可能量について要望通り10トン再配分されるということで合意されました。

次に大臣許可分の沖合底びき網の再配分について、これは全国団体の全国底曳網漁業連合会が過去の漁獲実績などから各県ごとの再配分案を計算しまして、それを各県の関係者に提示した上で協議することとなっております。

その結果、今年度は石川県の大臣許可漁業分に再配分5トンで合意されました。こちらの合意を受けまして、水産庁では1月16日付で漁獲可能量の変更を通知いたしまして、さらにこれを受けまして、石川県では同日付で石川県資源管理方針で定めた管理年度途中における漁獲可能量の配分の基準により漁獲可能量を変更したところであります。配分の基準については、漁期途中で追加されたときは全量を知事管理漁業分に配分し、漁獲可能量を変更するものとするとしております。この結果、知事許可漁業分の漁獲可能量は当初262トンであったものからプラス10トンされ272トンになりました。表には書いてないのですが、参考まで沖合底びき網漁業分としては、77トンに5トンプラスにして82トンで今漁期の漁獲可能量に変更されております。漁獲可能量の変更についての説明は以上になります。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

橋 本 委 員

留保枠の配分については、これまでの過去の経緯でこのような形で基本的には合意になりましたが、やり方自体が少しおかしい

ということで今年は石川県としては異議を述べてきました。

基本的には、自治体に枠が決まっております、TACをきちんと守ったところには配分が少なく、構わず獲ったところにたくさん配分しているというのが今までの流れになっています。これはどう考えてもおかしい。今年は皆さんご存じでしょうが、福井の方が香箱がにを当初すごい分量を制限せずに獲りすぎてTACの数が減りまして、それで留保枠の配分まではかなり制約した形で操業しておりました。

石川県については、きちんと管理しながら港ごとの数量をしっかりと押さえながら、網数を減らしていただいたり、操業日数を減らしていただいたりして、獲りすぎてTACがなくならないように管理をきちんとしておりました。結果として、福井県に沢山留保分が再配分されて、石川県にはたいして来ないみたいな話になったので、このあり方自体は誰が考えてもおかしい、無視して雑多に獲った人が沢山獲れる、また福井の方はこれからミズガニも獲るといことで留保枠を請求しているの、それは私としては、石川県としては納得できないということでした。しっかりと意見は言ってきました。その結果、他の県の方のご意見もありまして次年度はしっかりと今までのあり方自体を見直すという条件のもと合意をしてきました。それだけ報告させていただきます。

川 島 委 員

僕も同じようなことで、聞いた話で、福井県が獲りすぎて増えるという話を聞いて、実際のところ石川県は今年獲れたのかということを知りたかったです。

坂 本 主 任 技 師

数字で言いますと、12月末時点のところでは再配分については協議していたということで、12月末時点の数字になりますけども、申し上げさせていただきます。

先程申し上げました、知事許可分・小型機船底びき網漁業では当初262トンというTACがありましたけども、12月末時点で約188トン獲っておりまして、消化率としましては、約72%消化しております。沖合底びき網漁業に関しては77トンのうち58.8トンとっておりまして、消化率としては76.2%。合計したものが247トン獲っておりまして、全体のTAC消化率でいきますと、約73%というような形になっております。

川 島 委 員

わかりました。

稲 村 会 長

よろしいですか。他水産課から補足や特別報告事項はありませんか。

坂 本 主 任 技 師

今、橋本委員がおっしゃられたことが、補足として言うことになるかと思えます。再配分のやり方に関しましても、今までやってきたもの同様に計算的にやるのではなく、漁業の実態に合わせて変えていくということで、こちらからも意見を述べさせていただいたところでもありますので、今期も引き続き皆様の漁獲状況などを見ながら、ご相談させて頂きながら資源管理を進めさせてい

ただきたいと思しますので、またよろしくお願いいたします。

稲村会長

他の皆さん、ご意見ございませんでしょうか。

ないようであれば、次に、議題4「12月の許認可実績」について水産課より説明をお願いします。

川田技師

[資料4に基づき件数を報告]

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質疑応答なし]

それでは、「その他」ですが、お手元にお配りしております「要望書」について、水産課より説明をお願いします。

沢田課参事

水産課沢田です。その他としまして、水産課に公益財団法人日本釣振興会及びNPO法人日本釣振興会から「遊漁者の行うトローリング釣法に関する規制の見直しのお願ひ」の要望書が届きましたので、その内容についてご説明します。資料は、別添に、要望書と大きく書かれた3枚になります。要望書には、一部トローリングの制限が見直しになった内容の添付資料が40枚ほど添付されていましたが、この3枚で趣旨はご理解できるということで、添付資料は、省いております。もし必要ということであれば、委員会終了後事務局にお申し付けください。

それでは、内容についてですが、石川県漁業調整規則で定められている「遊漁者等の漁具漁法の制限」で規制されている曳縄釣り、いわゆるトローリングについて、その規制を緩和して欲しいというもので、当県以外の都道府県にも併せて提出されています。

まず、曳縄釣りですが、釣り竿を船にセットして曳き回して、広域に漁場を探りながら漁獲するという漁法で、船を止めるよりは漁獲能力が高い、一方、船を動かし続けるので漁業の支障になったり、船同士の事故にもつながることが想定されます。漁業者に対しては規制がないので、石川県の沖では、ヒラメ、サゴシ、ブリ類などを曳縄釣りで漁獲しているところです。

今回の要望の大きな目的の一つですが、カジキ釣りを曳縄釣りで実施したいとであり、イベント開催などを含めて、さらに制限を解除して欲しいとのことです。

実は、同様の要望が2010年の10年前ほどにも有り、それを受けて、全国的に見れば、カジキの多く生息する太平洋側の茨城県、東京都、静岡県、和歌山県、長崎県、沖縄県の太平洋側の県では、カジキ釣りのイベントに対応した委員会指示の発動などを実施しているところです。

一方、その当時の石川県水産課の対応ですが、日本海側では、カジキの生息が少ないことから、カジキ釣り大会を開催する等の要望は無かったこと、また、先ほど説明した通り、船が動きなが

ら漁獲するために、漁獲能力も高いことに加え、船同士の事故にもつながる恐れもあり、既存で曳縄釣りを実施している漁業者含めた漁業者との間でのトラブルが多く想定されることから、規制を緩和するような検討も行いませんでした。また、日本海側の各府県にお聞きしても同様な対処をしております。

今回についても、10年前と状況は変わっておらず、カジキ釣り大会の実施要望が無いことや漁業者と遊漁者とのトラブルが想定されるなど、また、日本海側の他の府県に確認したところ、規制を緩和するような動きは無いことから、今回も石川県の水産課としては、特に規制の緩和については行わないでおこうと考えています。

説明については以上です。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質疑応答なし]

なければその他について何かございませんでしょうか。

中委員

最初の方でちょっと質問できなかったのですが、小型いか釣り漁業で県外船が石川県で釣りますよね。石川県の船がほかの県に行ってもだいたいそのように入れるのですか。許可をもらえるのですか。他の県で。

小柳主幹

はい、他の県についても同様に、石川県に対して県外船が許可の申請をしてくるよう、石川県船も他県に対して許可の申請を出して許可をいただいているところです。

中委員

だいたい同じような。行く行かないは別にして。許可は出るのですか。

小柳主幹

はい、許可は出ます。

中委員

わかりました。

稲村会長

よろしいですか。他にございませんか。

[質疑応答なし]

なければ、事務局からお願いします。

辻局長

次回の委員会ですが、2月21日(火)13:30から本日より同じく、県庁11階の1109会議室で開催したいと思います。よろしくお願ひいたします。

なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、ご連絡をさせていただきます。

稲 村 会 長

皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

稲 村 会 長

以上を持ちまして、本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員